

お問い合わせ

Public Guardian and Trustee

〔公益社団法人公的後見人・受託者協会〕

Estate and Personal Trust Services

〔遺産・個人信託管理サービス〕

Public Guardian and Trustee

〔公益社団法人公的後見人・受託者協会〕

700-808 West Hastings Street

Vancouver, BC V6C 3L3

TEL **604 660 4444**

EMAIL **estates@trustee.bc.ca**

WEBSITE **www.trustee.bc.ca**

フリーダイヤル通話はService BCを通じて掛けられます。お住まいの地域の電話番号（下記をご覧ください）をダイヤルし、Public Guardian and Trustee（月曜から金曜の通常の業務時間8:30am-4:30pm）へつないでくれるよう依頼してください。

バンクーバー **604 660 2421**

ビクトリア **250 387 6121**

これ以外のBC州の地域 **800 663 7867**

遺産管理 サービス

遺言状がない場合

BC州で遺言状を作成せずに死亡した場合、遺言状・遺産・相続法は遺産の管理を行う権利を持つ人を定めています。

権利を持つ人の順位は次の通りです。

- 配偶者または配偶者が選任した人
- 子供たちの過半数の同意を得た子、またはその子が選任した人
- 子供たちの過半数の同意を得られなかった子
- 配偶者もしくは子以外の、無遺言相続人の過半数の同意を得た無遺言相続人
- 配偶者もしくは子以外の、無遺言相続人の過半数の同意を得られなかった無遺言相続人
- 裁判所が選任に適切と思う人。これには公的後見人・受託者協会 (PGT) も含まれる

PGTが管理する遺産

進んで遺産管理をする責任を引き受けられる近親者がいない場合、PGTは遺産の査定を行ってから、PGTのサービスが必要と判断した場合、遺産の管理を引き受けます。

遺産の推定総額が葬儀代、管理費、PGTの手数料をまかなえない場合、PGTは遺産の管理を行いません。

遺産管理は多くの手順を伴う長期にわたるプロセスになる場合があります。

手順には次が含まれます。

- 葬儀の手はずを整える
- 資産の確認、保護、処理を行う
- 裁判所から権限を取得する
- 遺産に対する根拠ある負債、請求の確認と支払いを行う
- 税の申告を行う
- 発生する法的問題に対処する
- 正当な無遺言相続人および受益者に対し、遺産の残額の確認、所在確認、および分配を行う

遺言状がある場合

死亡した人が遺言状を残している場合、遺言状で指名されている遺言執行人が責任を持って葬儀の手配と遺産の管理を行います。執行人が対応することができない場合で、進んで遺産を管理できる人(代替執行人または受益者)がいない場合、PGTがサービスを提供する場合があります。PGTを遺言状のなかで遺産執行人として指名することもできます。どちらの場合でも、遺産は遺言状に記載された指示に従って管理され分配されます。

遺産の管理にPGTは専門的で公平な、かつプロとしてのサービスを行っています。各遺産は、資産がどのように保護され、評価され、分配されるか、および遺産資金がどのように投資運用されるかなどの厳重な管理を含み、設定されている方針や手順に従って処理されます。PGTが管理している期間に保持している金額には利子が付きます。PGTの遺産管理の手数料は公的後見人・受託者法に基づいた規則で定められています。

PGTが行っている遺産・個人信託管理サービス [Estate and Personal Trust Services (EPTS)] の詳細はWebサイト www.trustee.bc.ca をご覧ください。管理費については「PGTの手数料 [Fees charged by the PGT]」の項に掲載されています。

PGTの遺産管理サービスについて詳細が必要な場合、電話 604.660.4444 でEPTSの遺産管理担当者をお呼び出しください。またはEメールで estates@trustee.bc.ca へお問い合わせください。

本書記載の内容は公的後見人・受託者協会 (PGT) が公共サービスの一環として提供しています。PGTは法的助言は行いません。